

2024年8月号 (Vol.43)

—M&A—

金融庁「公開買付開示ガイドライン（案）」の公表について

- I. はじめに
- II. 共通事項
- III. 基本ガイドライン
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 保坂 泰貴
TEL. 03 5223 7720
yasutaka.hosaka@mhm-global.com
弁護士 倉地 祐輔
TEL. 03 5293 4854
yusuke.kurachi@mhm-global.com
弁護士 江角 航介
TEL. 03 5293 4900
kosuke.esumi@mhm-global.com

I. はじめに

2024年6月28日、金融庁は、「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）（案）」（以下「本ガイドライン案」といいます。）を公表し、同年7月29日まで、本ガイドライン案に関する意見募集手続（パブリック・コメント）が実施されました。

本ガイドライン案は、公開買付けに係る開示書類の審査を行う関東財務局（以下「関財」といいます。）に対して留意事項を示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等について考え方を示すことを目的とするものです。

本ガイドライン案の内容は、今まで実務上行われていた関財による審査に基本的には整合すると考えられますが、文書として明確化されたことによって、公開買付けの開示に係る実務にどのような影響を及ぼすかが注目されます。本ガイドライン案が示す内容は多岐にわたりますが、本ニュースレターでは、その概要について、ポイントを絞って解説します。

II. 共通事項

<主なポイント>

- ✓ 「共通事項」の章では、**本ガイドライン案の趣旨や審査の位置づけ、一般的な留意事項等**が示されています。
- ✓ 公開買付届出書や予告公表をする場合において、関財はその記載内容について**事前の相談に応じるという位置づけ**とされています。
- ✓ **全部取得を目的とする場合と部分取得を目的とする場合では、公開買付価格の公正性や公開買付け後の経営方針等について、投資情報としての重要性が異なり得る**といった一般的な観点が示されています。

CORPORATE NEWSLETTER

まず、本ガイドライン案は、発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る開示書類の審査を行う関財に対して審査に当たっての留意事項を示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等についての考え方を示すことを目的としたものとされています。このように、本ガイドライン案は基本的には関財に対して審査方針を示す内容となりますが、実際には、関財への事前相談に臨む当事者においてあらかじめ留意すべき事項としても参照されることが想定されます。

また、審査等に当たっては、客観的・中立的な立場で臨むものとし、当事者間で協議・交渉が行われている場合には、適切な協議・交渉を不当に妨げることがないようにすることに留意するものとされています。そして、関財は、公開買付届出書の記載内容や、予告公表（いわゆる公開買付けの予告）の記載内容等について、事前の相談に応じることとすることとされています¹。

さらに、公開買付届出書等の記載における一般的な留意事項として、全部取得を目的とする場合と、部分取得を目的とする場合とを区別した考え方が示されている点は注目されます。具体的には、①全部取得を目的とする公開買付けの場合、公開買付けが成立すれば対象者の株主等として残存する余地のない投資者にとっては、公開買付けの公正性に関する情報が投資情報として重要であるため、当該情報が適切に開示されているか否かを重点的に審査するものとされ、②部分取得を目的とする公開買付けの場合、公開買付けの成立後も対象者の株主等として残存する余地のある投資者にとっては、公開買付けの公正性に関する情報のほか、公開買付けの目的及びこれを踏まえた公開買付けの後における経営方針や株券等の追加取得又は第三者への譲渡の予定等に関する情報が投資情報として重要であるため、これらの情報が適切に開示されているか否かを重点的に審査するものとされています。

なお、全部取得を目的とする場合であっても、企業価値の向上に資する買収であるかを判断するために、対象者や株主等において公開買付けの目的やその後の経営方針等の情報が重要となる可能性は否定できないため、上記の区別は、あくまで公開買付届出書等の記載内容の審査に際しての一般的な観点を示すものに留まると考えられます。

¹ 「事前の相談」の法的位置づけは必ずしも明らかではありませんが、関財には公開買付届出書の受理を拒否する権限はないと考えられる一方で、従前の実務と同様に、事前の相談をすることなく公開買付けを開始することは想定されていないものと考えられます。

CORPORATE NEWSLETTER

Ⅲ. 基本ガイドライン

<主なポイント>

- ✓ 公開買付届出書については、公開買付けの概要、公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由、公開買付け後の経営方針などの実務上一般に記載がなされる各項目について、留意事項の詳細を示す内容となっています。
- ✓ 全部取得を目的とする場合と部分取得を目的とする場合を区別した留意事項が見受けられます。例えば、公開買付者の概要、公開買付け後の経営方針について、全部取得を目的とする場合には、投資者にとって重要性が相対的に低い情報となることから、概括的な記載で足りるとされています。
- ✓ 買付け等に要する資金については、提出を要する資料が記載されるとともに、当該資料に基づいた貸付け等の主要内容に関する審査方針、貸付け等の実行のための前提条件が付されている場合の留意事項などが示されています。
- ✓ 対象者の意見の内容等の審査については、公開買付者を経由しない形での関財に対する連絡を許容する等、当事者の属性に留意しつつ対応するとされています。
- ✓ 予告公表（いわゆる公開買付けの予告）における公表文についても、公開買付届出書の審査方針を準用するとともに、前提条件、公開買付けの開始予定時期、公開買付けに要する資金等の複数の観点から審査方針について言及されています。

第1 公開買付届出書

1. 【買付け等の目的】関係

【買付け等の目的】の欄には、以下の各事項が記載されることが実務的に一般的であり、本ガイドライン案では、これらの各項目について留意事項が示されています。以下では、このうち特に①～⑥、⑧について、ポイントを紹介します。

- ① 公開買付けの概要
- ② 公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程
- ③ 対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由
- ④ 公開買付け後の経営方針
- ⑤ 公開買付けの公正性を担保するための措置
- ⑥ 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
- ⑦ 上場廃止等となる見込み及びその理由
- ⑧ 公開買付けに係る重要な合意
- ⑨ 公開買付け後の追加取得の予定
- ⑩ 同一の目的を有する他の取引等

CORPORATE NEWSLETTER

(1) 公開買付けの概要

公開買付けの概要としては、公開買付けの目的の概要、公開買付者、特別関係者及びその他の公開買付けの関係者が所有する対象者の株券の数等、公開買付けを含む一連の取引の概要、買付予定数の上限及び下限、対象者の意見の概要、公開買付けに係る重要な合意等が記載されることが一般的です。

この点、本ガイドライン案では、公開買付けの前後に関連取引が実施される場合や、公開買付けに関連する当事者が多数存在する場合等、公開買付けの目的の実現のために実施される一連の取引が複雑な場合等には、図表等の活用を含めて、投資者にとって分かりやすい記載となっているか審査するとされています。

また、公開買付けの目的と買付予定数の上限及び下限が整合的か審査するとされており、特に全部取得を目的とする公開買付けにおいて、公開買付け後に有する議決権が総株主の議決権の3分の2を下回るおそれがある下限を設定する場合には、公開買付者において当該下限が買付等の目的の達成のために必要かつ適当と考えた理由について、具体的に記載されているか審査するとされています。なお、本ガイドライン案は実体規制を課すことを目的とするものではないことからすれば、3分の2を下回るおそれがある買付予定数の下限を設定すること自体を認めない趣旨ではないと考えられます。

(2) 公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

＜公開買付者又は対象者の概要＞

上記「共通事項」における一般的な留意事項としても示されていたとおり、全部取得を目的とする公開買付けにおいては、当該公開買付けが成立すれば対象者の株主等として残存する余地のない投資者にとって、公開買付者の概要に関する情報の重要性は相対的に低くなることが多いため、本ガイドライン案では、公開買付者の概要について、投資者の投資判断に重大な誤解を生じさせるような記載がないかという観点の審査で足りるとされています。

一方で、部分取得を目的とする公開買付けの場合には、当該公開買付けの成立後も公開買付者以外の投資者が対象者の株主等として残存する余地があることも踏まえ、公開買付者の実態が明らかになるように記載されているか審査するとされています。

＜対象者等との協議・交渉の経緯及び概要＞

本ガイドライン案では、協議・交渉の時期については、原則として各協議・交渉の具体的な日付を記載することが望ましいものの、記載が適当でない場合又は困難な場合には、上・中・下旬という形で記載されれば足りるとされています。但し、公開買付者等から、対象者に対して公開買付けに係る最初の正式な提案がなされる場合には、特段の事情がない限り当該提案の具体的な日付が記載されているか審査するとされています。

CORPORATE NEWSLETTER

また、いわゆる同意なき買収の場合の審査についても一定の方針が示されています。すなわち、公開買付者が対象者と事前の協議を行わずに公開買付けを開始する場合には、事前の協議・交渉を行わなかった理由が具体的に記載されているか審査するとされており、事前の協議・交渉は行わなかったものの、対象者の賛同を得ずに公開買付けを開始する判断に至った場合には、それまでの協議・交渉の内容及び当該判断の理由が具体的に記載されているか審査するとされています。

(3) 対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由

対象者の意見の内容等の審査に当たっては、まず、公開買付者を經由しない形での関財との連絡を許容する等、当事者の属性に留意しつつ対応するとされています。

また、全部取得を目的とする公開買付けの公開買付価格が対象者の直近の1株当たり純資産額を下回る水準となる場合には、1株当たりの純資産額及び公開買付価格が1株当たり純資産額を下回る割合が記載されているか審査するとともに、対象者が当該公開買付価格に公正性・合理性があると認めるときには、その判断根拠が適切かつ具体的に記載されているか審査するとされています。

(4) 公開買付け後の経営方針

上記「共通事項」における一般的な留意事項としても示されていたとおり、部分取得を目的とする公開買付けの場合には、公開買付けの成立後も対象者の株主として残存する余地があることから、公開買付け後の経営方針の内容や理由、時期等について、可能な限り具体的に記載されているか審査するとされています。また、経営方針の内容については、経営陣の交代等の組織上の施策と、新規事業の開始等の事業上の施策が区別されて記載されているか審査するとされています。

一方で、全部取得を目的とする公開買付けの場合には、対象者株主でなくなる投資者にとって、買付け後の経営方針は投資情報としての重要性が高くないと考えられるため、通常、概括的な記載で足りるとされています。

(5) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本ガイドライン案では、公開買付けの公正性を担保するための措置（以下「公正性担保措置」といいます。）に関し比較的詳細な言及をしていますが、その概要をまとめると、下表のとおりです。

なお、下記のうち、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定に関しては、一見して、応募契約を締結する株主は原則として重要な利害関係を有することを前提としているとも読める記載となっておりますが、応募合意をしたことのみをもって重要な利害関係がある株主として賛成を確認する対象となる一般株主から一律に除外することまで求める趣旨ではないと考えられます。

CORPORATE NEWSLETTER

項目	留意事項
対象者における特別委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 各委員が公開買付者、その特別関係者、対象者及び応募合意株主その他の関係者からの<u>独立性を有する理由について記載されているか</u>審査する。 各委員が対象者の社外役員でない場合には、当該委員の選任理由が<u>記載されているか</u>審査する。
株式価値算定書等の取得	<ul style="list-style-type: none"> 株式価値算定書等の作成主体及び内容(前提条件を含む。)が<u>記載されているか</u>審査する。 公正性担保措置を講じていると記載しながら、対象者が株式価値算定書を取得していない場合には、その理由が<u>記載されているか</u>審査する。 記載内容の不備を審査するため、株式価値算定書等を含む関連資料の確認を要する可能性があることに留意する。
対象者による入札手続等の実施	適切な入札手続を妨げ、又は公開買付者以外の者の正当な利益を害することにならない範囲で、 <u>対象者が打診した具体的な内容(打診をした者の数、属性等を含む。)</u> 並びに当該打診の結果を踏まえた判断の内容が記載されているか審査する。
マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定	公開買付者との間で応募契約を締結する株主がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の算出に際して公開買付者と重要な利害関係を有する株主とされていない場合には、 <u>応募契約の締結の経緯等、個別の事情を踏まえ、応募株主と公開買付者との間の重要な利害関係の有無が考慮されているか</u> 審査する。
対象者における独立した検討体制	対象者において、公開買付者、その特別関係者及び応募株主と利害関係を有しない役員等のみで公開買付けに関する協議・検討等を行われている旨記載されているにもかかわらず、 <u>現在及び過去の役員等の公開買付者への所属状況等から、類型的に利害関係の存在がうかがわれる場合には、当該事実の内容及び利害関係を有しないと記載した根拠が記載されているか</u> 審査する。

(6) 公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付け後に実施されるスクイーズアウト手続について一定の条件を設定する場合(例えば、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には実施するが、それ未満の場合には実施しない場合等)には、当該条件の内容が一義的に明らかとなるように記載されているか審査するとされています。

(7) 公開買付けに係る重要な合意

公開買付けに係る重要な合意としては、公開買付けに関して締結された応募契約、不応募契約、公開買付契約、株主間契約、経営委任契約等の合意の概要が記載されることが一般的です。

CORPORATE NEWSLETTER

この点、本ガイドライン案では、「合意」については書面でなされているかを問わず、また合意に至らないまでも、応募又は不応募の意向を受けている場合も、「合意」に準ずるものとして審査するとされています。また、記載内容が合意の実態に即した具体的な記載となっているか審査するとされ、審査に当たっては必要に応じ契約書等の資料の提出を求めた上で、権利義務の内容、表明保証、前提条件、補償・損害賠償等、投資判断上重要な情報が記載されているか審査するとされています。

2. 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】関係

公開買付け期間の計算において、公開買付け期間の開始日や終了日が終日応募可能となっていない場合であっても、応募事務手続上一般に想定される範囲内である限り、1営業日として数えて記載することは妨げられないこと、公開買付け者が公開買付けと併せて対象者の発行する株券等を所有する資産管理会社の株式又は持分を取得する場合には、当該取得価格及びその算定根拠が記載されているか審査すること、複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、公開買付け後の議決権割合を明確にする観点から、それぞれの者が公開買付けにより取得する予定の株券等の数の算定方法又は割合が記載されているか審査すること等の留意事項が示されています。

3. 【株券等の取得に関する許可等】関係

株券等の取得に関する許可等の要否に影響を及ぼす措置を公開買付け者が予定している場合（例えば、公開買付け者が一定の措置を講じることで特定の許可等の取得が不要となる場合等）には、当該措置の概要及び効果が記載されているか審査するとされています。

4. 【買付け等に要する資金】関係

<ファイナンス等審査>

公開買付けに要する資金を確保するため、公開買付け開始後に第三者から出資・貸付け等を受ける場合には、当該貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであることを裏付けるため、実務上、出資証明書や融資証明書等を添付することが考えられます。また、本ガイドライン案では、少なくとも、①貸付人等の資力、②貸付け等に係る契約その他の合意の内容及び貸付人等における内部的な手続の履行状況を審査した結果、貸付人等の資力に疑義があること、又は貸付け等の実行のために必要な内部的な手続が行われていないことを確認することができた場合には、当該貸付け等は相当程度の確度をもって実行されるものとは言えないと考えられるとされています。

CORPORATE NEWSLETTER

なお、公開買付者は、公開買付けが成立した場合には決済義務を負い、その義務に違反した場合には刑事罰の対象となるため、買付け等に要する資金の調達の実確性について一義的にはかかる規制によって担保されているとも考えられます。かかる規制に加えて関財がどこまで詳細な事前審査を行うかについては、今後の運用に委ねられているものと考えられます。

<融資証明書等の記載>

【買付け等に要する資金】には、融資証明書等を取得している旨及び融資証明書等に記載された貸付け等の主要内容（貸付け等の前提条件等）が記載されることが一般的です。本ガイドライン案では、かかる融資証明書等の記載の審査に当たっては、前提条件の内容が、当該貸付け等による資金調達が相当程度の確度のあるものと誤認させるような内容となっていないか、また、貸付人等が組合である場合、当該組合の法的性質及び資金調達の仕組みの概要が記載されているか等の事項に留意するものとされています。

<貸付け等の実行のための前提条件>

本ガイドライン案では、貸付け等に係る契約の締結又は貸付け等実行の前提条件が付されている場合には、重要な事項の内容が記載された融資証明書等を資金の存在を示すに足る書面として添付する必要があるとされています。また、貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであるかの審査は、個別事案ごとに判断する必要があるとした上で、契約内容の審査に当たっての一定の留意事項を示しています。

5. 【その他買付け等の条件及び方法】関係

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法については、「準じる事由」²に該当する事由として、対象者が行った剰余金の配当の決定が公開買付けの目的達成に重大な支障となる場合、公開買付公告後に対象者の事業上重要な契約が終了した場合等、「株券等の公開買付けに関する Q&A」の問 36 及び問 37 の回答と同一の事項を例示しているほか、いわゆるマネジメント・バイアウトの場合及び公開買付者が対象者の親会社又は支配株主等である場合においては、対象者の法定開示書類の情報を確認・検証できる立場にあることに鑑み、虚偽記載等に係る撤回等について一定の留意事項が示されています。

なお、公開買付けの撤回条件については金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告」（2023 年 12 月 25 日）（以下「TOBWG 報告」といいます。）において一定の提言がなされていることも踏まえ、今後撤回に関する規制を拡充する方向で制度・運用等の見直しが進む可能性がある点には留意が必要です。

² 法令 14 条 1 項 1 号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」又は同項 3 号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」をいいます。

CORPORATE NEWSLETTER

6. 【公開買付者の状況】関係

いわゆるマネジメント・バイアウトに関する記載として、まず、株式を買い付けることを目的として新会社が設立される場合、当該新会社の名称、代表者事業内容等の情報により、公開買付けの公表前に対象者銘柄の推測が容易にされないことがないような措置が講じられているか、事前相談を通じて必要に応じて確認するとされています。

また、特に代表者その他の役員に関する情報や事業内容については、一定の時点までに、実際の買付け等の主体である対象者の代表者その他の役員や対象者の事業内容と同一のものに変更したいという要請があり得ることに留意し、公表前に情報が漏洩することを防ぐための対応方法について公開買付者に検討を求め、その内容を確認するとされています。

第2 予告公表

1. 基本方針

本ガイドライン案においては、予告公表（いわゆる公開買付けの予告）における公表文の審査方針についても言及がされています。これは、TOBWG 報告において一定の提言がなされたこと³を踏まえて、開示の在り方を改めて整理したものであると考えられます。

なお、上記Ⅲの公開買付け届出書の審査方針については、本項目で定めるものを除き、予告公表における公表文について準用されるとされています。実務上、予告公表が実施される事情は様々であり、予告公表の場合であっても、常に公開買付け届出書に記載すべき重要な事項が記載された公表文を作成・公表することまで求める趣旨ではないと考えられます。個別事案に応じて、柔軟な対応が求められます。

2. 審査方針

<前提条件>

本ガイドライン案では、予告公表後、どのような場合に公開買付けが開始されるかは投資者にとって重要な関心事であるため、以下の事項を含め、公開買付けを開始するための前提条件が具体的に記載されているか確認するとされています。

- 許可等の取得が前提条件となる場合、予告公表時点において必要と判断する対象法域・対象国について、許可等の手続ごとに明記されているか。
- 予告公表後、前提条件の充足状況について、予告公表時点で、進捗の公表の頻度及び時期が公表文において記載されているか、また、予告公表された後に提出され

³ TOBWG 報告において、市場の安定性を担保する観点から、まずは当局のガイドライン等をもって公開買付けの予告を行う際の開示のあり方を整備すべきであると提言されています。

CORPORATE NEWSLETTER

る公開買付届出書においては、当該前提条件の充足について、公開買付者の確認方法も含め具体的に記載されているか。

<公開買付けの開始予定時期>

予告公表後、いつ公開買付けが開始されるかは投資者にとって重要な関心事であるため、公開買付けの開始予定時期について、少なくとも、開始予定月及びその上旬、中旬又は下旬のいずれであるかの別が記載されているか確認するとされています。また、開始予定時期が変更された場合にも直ちに変更後の開始予定時期が公表されるよう、その旨公表文において記載されているか確認するとされています。

<公開買付けに要する資金>

予告公表の公表文案の事前相談の時点では、公開買付けに要する資金の確認は原則として不要であるものの、公開買付者の属性等を踏まえ、公開買付けに要する資金の調達方法が明確でないことがうかがわれる場合には、公開買付けに要する資金の調達の蓋然性を確認するとされています。

資金調達の見込みは重要な情報であると考えられる一方、個別の事情によっては、資金が調達可能であるかまで確認するのは実務上困難な場合もあることを踏まえ、公開買付者の属性等を踏まえて必要と判断される場合に資金調達の「蓋然性」を確認するとされたものと推察されます。

IV. おわりに

本ガイドライン案に関する意見募集手続は 2024 年 7 月 29 日で終了していることから、今後、寄せられた意見も踏まえて、本ガイドラインが確定することが見込まれます。また、本ガイドライン案の末尾には、現行の「株券等の公開買付けに関する Q&A」がそのままの内容で別紙として取り込まれており、本ガイドラインの確定後、本ガイドラインの一部として取り扱われるとされています。

本ガイドライン案は、現行の公開買付制度を前提として策定されたものですが、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律 32 号）のうち、公開買付制度に係る部分に関して、今後、関連する政令・内閣府令の改正が行われる場合、本ガイドラインの見直しがなされることも予想されます。今後の動向に注視していく必要があります。

CORPORATE NEWSLETTER

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition) にて高い評価を得ました

Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2025 edition) にて、下記5名の弁護士が"Lawyer of the Year"に選ばれました。

棚橋 元 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

小林 卓泰 - Energy Law

堀 天子 - FinTech Practice

大室 幸子 - Litigation

田中 浩之 - Privacy and Data Security Law

加えて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

- ニューヨークオフィス開設記念セミナー及びレセプションを開催しました

2024年7月10日に、当事務所ニューヨークオフィスもごさいます 360 Madison Avenue にて、クライアント及び米国ファームの方々をお招きし、ニューヨークオフィス開設記念セミナー及びレセプションを開催いたしました。

- 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所を騙り出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなウェブサイトは一切関係がございません。ウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるをご理解下さい。

CORPORATE NEWSLETTER

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800 (総合案内) (9時00分～17時00分)

E-mail: mhm_info@mhm-global.com